

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年12月3日	柴田 良治	京都府京都市山科区	柴田タクシー	京都府京都市山科区	輸送施設の使用停止 (20日車)	道路運送法第9条の3第1項	令和6年3月22日及び同年7月5日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃料金認可、運賃料金変更認可違反(道路運送法第9条の3第1項)	2	2
令和6年12月5日	近鉄タクシー株式会社(法人番号3120001023118)代表者市村隆憲	大阪府大阪市天王寺区上本町9丁目4番17号	大阪総合	大阪府大阪市天王寺区上本町9丁目4番17号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	5	0
令和6年12月5日	阪急タクシー株式会社(法人番号8120901025225)代表者小野浩幸	大阪府池田市空港1丁目9番10号	伊丹	兵庫県伊丹市西台3丁目1番22号	輸送施設の使用停止 (40日車)	道路運送法第13条	令和6年7月22日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	4	4
令和6年12月5日	株式会社未来都(法人番号2120001159689)代表者青柳直樹	大阪府門真市殿島町11-6	堺	大阪府堺市堺区海山町1丁目3番地	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和6年12月5日	ワンコイン堺株式会社(法人番号4120101022043)代表者柳澤健太	大阪府堺市中区新家町313番地	本社	大阪府堺市中区新家町313番地	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和6年12月16日	株式会社エニーウェア(法人番号4120001251790)代表者良元現雄	大阪府大阪市生野区桃谷4丁目7番28-201号	本社	大阪府大阪市平野区加美南2-3-34	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年10月3日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	5	0
令和6年12月17日	大阪山陽タクシー株式会社(法人番号7120001050926)代表者荒木素直	大阪府大阪市西淀川区姫島2丁目15番28号	本社	大阪府大阪市西淀川区姫島2丁目15番28号	輸送施設の使用停止 (40日車)	道路運送法第13条	令和6年9月26日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	4	4
令和6年12月23日	嵐山タクシー株式会社(法人番号8130001007825)代表者水野勝	京都府京都市西京区嵐山西一川町8-1	本社	京都府京都市西京区嵐山西一川町8-1	警告	道路運送法第94条第1項	令和6年11月20日、道路運送法第94条第1項に基づく報告徴収を通知。1件の違反が認められた。(1)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年12月23日	グリーンホースリムジン株式会社(法人番号2120001246082)代表者張雅琦	大阪府大阪市都島区片町一丁目3番11号JC大阪ビル	本社	大阪府八尾市上尾町一丁目26-4	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年9月12日及び同年10月31日、新規許可を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。 (1)点呼の記録義務違反【一部記録なし】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第5項)(2)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)(3)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項)(4)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【一部記録なし】(運輸規則第38条第1項)	0	0
令和6年12月25日	洛陽交運株式会社(法人番号8130001012024)代表者桑田昌宏	京都府京都市南区西九条森本町65	本社	京都府京都市南区西九条森本町65	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0